

学校いじめ防止基本方針

大東市立四条小学校

【1】いじめ問題への対応方針

(1) いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは重大な人権侵害事象であり、児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れのあるものである。また、いじめは、加害・被害という直接の当事者関係だけでなく、観衆や傍観者といういじめの環境形成にたくさんの児童を巻き込み、その心を傷つけてしまう、一人ひとりの尊厳に関わる大きな事象である。

いじめ問題への対応は、全教職員が、「いじめは絶対に許されない行為である」という認識の下、日常から児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立って、教育活動全体を通じ、いじめの未然防止に努める。また教職員全員が、「いじめはどの学校でもどの子にも起こりうる」という認識をもち、児童の些細な変化を見逃さず、いじめが疑われる場合はいじめ対応担当教員を中心とした組織全体で、早期発見、迅速で適切な対応を旨とする。「いじめにあっている子どもを守り抜く」ことに徹し、保護者との連携はもちろん、市教委や関係機関との連携を図る。

(2) いじめの定義

国の定める「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめを次のように定義する。

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。〈法 第2条〉

学校は、全ての児童が安心して学校生活を送ることができるよう、保護者・地域・専門スタッフ（機関）と連携して、いじめの問題を克服することをめざす。

(3) いじめ防止等の対策のための組織

(いじめ対応)

①名 称 校内支援委員会（いじめ対応）

②構成員

校長、教頭、首席、人権教育担当、児童生徒支援コーディネーター、
養護教諭、支援コーディネーター、スクールソーシャルワーカー

③役 割

- ・学校いじめ防止基本方針の策定、進捗状況の確認、見直し
- ・いじめの未然防止のための取り組み
- ・いじめアンケートの実施
- ・いじめの対応
- ・いじめに係る校内研修会の企画、運営

(学校のいじめ防止に係る組織体制について)

- ① 分 掌 部 : 人権教育・学力保障研究部会、特別活動・生活指導部会、保健体育食育部会
- ② 教育相談体制: 担任、いじめ対応担当教員、養護教諭、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等、被害にあっている児童が相談しやすい複数の教職員で聞き取りを行い、チーム対応を図る。また、必要に応じて専門機関につなぐ。
- ③ 生徒指導体制:

学級担任 - 学年担当 - いじめ・生徒指導担当・人権教育担当 - 校内支援委員会

特定の教員が一人で抱え込むことがないように、組織体制で対応を図る。
- ④ 校 内 研 修 : 年間計画参照

(4) 年間計画 基本方針に従い、別表の通り実施する。

【2】いじめの防止等の取組み

(1) 未然防止のための取組み

いじめがどの子どもにも起こり得ることを踏まえ、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点による学校教育活動を行うことが大切である。このため本校は以下のように取組む。

- ① 児童に豊かな心を育むため、人権教育及び道徳教育を学校教育活動の根底に据え、自己の生き方を見つめ、いじめを許さない判断力と、命を重んじ、自分を大切にし、他を思いやる人間関係を培い、温もりを持った人格形成をめざす。
- ② 「学び合う授業づくり」を推進し児童の主体的、協働的な学び、に取組むとともに、規律・ルールを重んじ、自他を大切に作る集団づくりを進める。
- ③ 児童一人ひとりの自己有用感を高め、自己肯定感を育む教育活動を推進する。
- ④ 携帯電話やインターネットを通じて行われるいじめ防止のため、保護者への啓発や児童を対象とした情報モラル教育に取り組む。

(2) 早期発見のための取組み

いじめ問題は、教職員等大人の目から隠れた所で進行することが多く、気づいた時にはいじめが長期間続いて重篤で深刻なものになる可能性が高い事を踏まえて、早期発見・迅速で適切な対応が非常に重要である。日々児童と接する教職員は、児童の些細な変化に対しても見逃さないよう意識するとともに、いじめが疑われる場合は、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを積極的に認知することが必要である。いじめの早期発見のために、本校では以下のように取組む。

- ① いじめに関するアンケートを年間3回実施する。アンケート結果により更に詳細な実態把握が必要になれば、再アンケートや個人面談等の取組みを行う。(年間計画参照)
- ② いじめに関する相談窓口を設置し、児童・保護者に周知する。(年間計画参照)
- ③ 全校一斉の家庭訪問、期末懇談、日常的な家庭訪問や連絡、教室内外での児童との会話などあらゆる機会をとらえて、児童を取り巻く情報を収集する。(年間計画参照)
- ④ いじめの未然防止、早期発見、また、いじめ事案への対応について教職員が共通理解を図るとともに、教職員研修会で児童理解、生徒指導、学級経営、授業力等について、個々の資質

を向上させ、子どもの見立てのスキルを養い、関係性へのアンテナを高くする。(年間計画参照)

- ⑤ 学年会・職員会議および毎月の校内支援委員会で児童の状況について交流する。

(3) いじめ事案への対処の方法

- ① いじめが疑われる事案を発見、確認した場合は、特定の教職員で抱え込まず、いじめ対応担当教員を中心とする組織的な対応を行う中で事案の事実確認と適切な指導を進める。事案の解決を図るに当たり、市教育委員会との連携の下、スクールソーシャルワーカー、弁護士、臨床心理士等外部人材を積極的に活用することで早期解決を図る。
- ② 被害児童及びその保護者の心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援を 第一に取り組む。児童の立場に立って丁寧に対応することから学級担任のみの対応に捉われず、養護教諭や児童との信頼関係①密にし、事案解決を図る。その際、教職員の不適切な言動によって、児童が傷ついたり、いじめを助長するような2次被害を派生することがないように十分配慮する。
- ③ 加害児童に対しては教育的配慮の下、いじめに対しては、毅然とした態度で指導を進める。いじめ行為を速やかにやめさせ、事実関係の聴取により事実関係を確認した後、加害児童保護者に協力を求めながら、自ら行ったいじめ行為を自覚し十分反省するよう指導する。
- ④ さらに、加害児童生徒への指導を継続的に行い、成長支援の観点で、児童が健全な心身を取り戻し、人を思いやる気持ちを持てるよう支援する。
- ⑤ いじめが起きた集団に対しては、被害児童及び保護者の心情を第一に配慮しつつ、いじめを自分の問題として捉えさせる中で二度といじめを起こさない集団となるよう指導する。
- ⑥ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるためプロバイダに対して働き掛ける等により削除する措置を講じる。
- ⑦ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、所管警察と連携して対する。児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所管警察署に相談・通報し、適切に援助を求める。

(4) 重大事案への対応

いじめにより、児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合や、児童生徒が相当の期間において学校を欠席することを余儀なくされた場合は、速やかに市教育委員会に報告を行う。

市教育委員会の指導助言の下、事実関係の調査を開始するなど適切かつ迅速に対処し、調査の実施等により確認した事実関係についていじめを受けた児童生徒及びその保護者に適切に説明する。

(1) 生命、心身又は財産に対する重大な被害としては具体的に以下の事象を想定する

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

(2) 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

- ・年間30日を目安に、一定期間連続して欠席しているような場合

(3) 重大事態の疑いがあるかどうかを判断する際には、大阪府教育委員会作成の「問題行動への対応チャート」を参照すること。

<学校が調査主体の場合>

- (1)教育委員会に重大事態の発生を報告し、協議の上、調査組織を設置する。
- (2)調査組織は、詳細な事実関係を把握し、調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導や、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケア・落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援を行う。
- (3)いじめられた児童及びその保護者からの聴き取り
 - ①いじめられた児童又はその保護者からの聴き取りが可能な場合
 - ・いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先する。
 - ②いじめられた児童及びその保護者からの聴き取りが不可能な場合
 - ・児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- (4)いじめられた児童及びその保護者に対しての情報提供
調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。その際、関係者の個人情報に十分配慮する。
- (5)調査結果の教育委員会への報告
学校は、調査の経過を教育委員会に適宜報告するとともに、調査結果を教育委員会に速やかに報告する。いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えることとする。

【3】いじめの解消について

いじめについては、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。少なくとも以下の2つの要件を満たしていることをめやすとする。

- ① いじめに係る行為が止んで、少なくとも3か月を経過していること。
- ② 被害児童生徒の心身の苦痛が解消していること。

学校は、被害児童の安全・安心の確保に全力を注ぎ、被害児童及びその保護者との面談を重ねる中で、心身の苦痛の解消を確認するものとする。

【4】方針等の見直し

いじめ対策会議において本方針に示す内容が学校の実情に即し十分に機能しているか否かについて検証することにより、必要に応じ学校基本方針の見直しを図る。

(平成30年4月 改訂)

(平成31年4月 改訂)

(令和 2年4月 改訂)

(令和 3年4月 改訂)

(令和 4年4月 改訂)

(令和 5年4月 改訂)

(令和 6年4月 改訂)

(令和 7年4月 改訂)

(令和 8年4月 改訂)

別表 いじめ防止年間計画

	1・2年	3・4年	5・6年	学校全体
1 学 期	相談窓口周知 チラシ「いじめチェックシート」配付 家庭訪問 家庭での様子の把握 アンケート①の実施 ききとり調査① 学期末懇談	相談窓口周知 家庭訪問 家庭での様子の把握 アンケート①の実施 ききとり調査① 学期末懇談	相談窓口周知 家庭訪問 家庭での様子の把握 アンケート①の実施 ききとり調査① 5・6年 非行防止教室 学期末懇談	第1回校内支援委員会 ・年間計画の確認 ・学校いじめ防止基本方針の確認他 第2回校内支援委員会 市第1回いじめ対応担当教員 連絡会への参加 第3回校内支援委員会 第4回校内支援委員会(いじめ対応)
夏 季 休 業				校内夏季研修会 ・児童生徒理解 第5回校内支援委員会 ・進捗状況確認
2 学 期	アンケート②の実施 個人面談② ききとり調査② 学期末懇談	3年 人権教室 アンケート②の実施 個人面談② ききとり調査② 学期末懇談	アンケート②の実施 個人面談② ききとり調査② 学期末懇談	第6回校内支援委員会 第7回校内支援委員会 市第2回いじめ対応担当教員 連絡会への参加 第8回校内支援委員会(いじめ対応)
3 学 期	アンケート③の実施 個人面談②	アンケート③の実施 個人面談②	アンケート③の実施 個人面談②	第9回校内支援委員会 第10回校内支援委員会 市第3回いじめ対応担当教員 連絡会への参加 第11回校内支援委員会(いじめ対応) ・学校いじめ防止基本方針等 見直し